

宮崎県屋外広告物審議会議案書

令和7年3月26日（水）

堤防や学校施設等に教育目的等により描画された大規模広告物の取扱いについて

公立の小学校等の取組として表示された広告物等（即ち、公共広告物等。）のうち、禁止物件に表示されたものまたは表示できる面積を超えたもの等について、次の要件を満たしたものに限り、当該広告物の表示に必要な限度の表示に対して知事が同意することができるよう公共広告物等の知事の同意基準（平成 19 年 4 月 1 日都市計画課定め。以下「同意基準」という。）を改正する。

なお、改正案は、本審議会での意見等を踏まえて調製し、その後の審議会で諮った後に施行する。

《要件》

- ① 教育等の正当な目的や規模であること
- ② 景観上の配慮がなされていること
- ③ 表示者が管理できなくなった場合の管理責任の所在が確認できること

【理由】

公立学校等による教育等の目的による大規模広告物が散見される一方、県民感情やこれまでの経緯等により是正が困難な状況が続いているため、公正な取り扱いと将来にわたる適正な管理を促す新たな規定を整備する。

広告料収入活用型広告の同意基準の適用範囲の拡大について

令和 3 年度に本審議会により決した公共掲示板を前提とした広告料収入活用型広告に係る規定を、他の物件でも適用できるよう同意基準を改正する。

なお、改正案は、本審議会での意見等を踏まえて調製し、その後の審議会で諮った後に施行する。

【理由】

宮崎県屋外広告物条例第 11 条第 7 号により広告料収入活用型広告の表示が認められている一方、その表示の適否を審査する基準が公共掲示板を想定したものしか整備されておらず、他の物件への表示の可否についても検討を進める必要があるため。

アドトラック、照明による投影広告物などの新しい広告物への対応について

次の 3 点の広告物について、条例等規則の改正が必要か検討する。

- ① アドトラック
- ② 照明による投影広告物
- ③ 電光掲示板

【理由】

宮崎県屋外広告物条例が全面改正された平成 5 年当時では想定されていなかった新しい種類の広告物等への対応が必要なため。